

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年4月16日(2020.4.16)

【公開番号】特開2020-32288(P2020-32288A)

【公開日】令和2年3月5日(2020.3.5)

【年通号数】公開・登録公報2020-009

【出願番号】特願2019-220537(P2019-220537)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/00 (2006.01)

A 6 1 B 17/04 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/00 5 0 0

A 6 1 B 17/04

【手続補正書】

【提出日】令和2年2月7日(2020.2.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

近位端及び遠位端を有する細長い部材と、

アームであって、後退位置と延在位置との間の移動のために、前記細長い部材の前記遠位端の近傍の前記細長い部材と、前記アームの接続端で接続するアームであって、

前記アームは、前記接続端と反対側の前記アームの自由端の近傍に配置される、第1の縫合糸マウントと、第2の縫合糸マウントとを備え、前記第1の縫合糸マウントは、第1の縫合糸部を開放可能に保持するように構成され、前記第2の縫合糸マウントは、第2の縫合糸部を開放可能に保持するように構成される、アームと、

第1の針であって、前記第1の針が後退位置から展開位置に移動され、前記後退位置に戻されるときに、前記第1の縫合糸マウントに保持される前記第1の縫合糸部を回復するために、前記後退位置と前記展開位置との間を移動するように構成される第1の針と、

第2の針であって、前記第2の針が後退位置から展開位置に移動され、前記後退位置に戻されるときに、前記第2の縫合糸マウントに保持される前記第2の縫合糸部を回復するために、前記後退位置と前記展開位置との間を移動するように構成される第2の針と、を備え、

前記第1の針、及び／又は第2の針は、前記アームの遠位に配置される、縫合装置。

【請求項2】

前記アームが前記後退位置から前記延在位置に移動する際に、前記アームの前記自由端が、外側、及び近位に延在する、請求項1に記載の縫合装置。

【請求項3】

前記第1の針、及び／又は前記第2の針は、前記後退位置から前記展開位置に、近位に移動する、請求項1又は2に記載の縫合装置。

【請求項4】

前記延在位置の前記アームは、前記細長い部材の長手方向軸と鋭角を形成する、請求項1～3のいずれか一項に記載の縫合装置。

【請求項5】

前記第1の縫合糸マウントと前記第2の縫合糸マウントとは、ある距離により分離され

ている、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の縫合装置。

【請求項 6】

前記第 1 の縫合部と前記第 2 の縫合部は、縫合糸を分離する、請求項 1 ~ 5 のいずれかイックに記載の縫合装置。

【請求項 7】

前記細長い部材に回動可能に連結される前記アームの前記接続端の周りの回転により、前記アームが前記後退位置と前記延在位置との間を移動される、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の縫合装置。

【請求項 8】

前記後退位置の前記アームは、前記細長い部材の前記遠位端の近傍の凹部に収容される、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の縫合装置。

【請求項 9】

前記細長い部材の前記遠位端は、丸い形、又は怪我をしない先端チップを備える、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の縫合装置。

【請求項 10】

前記アームは、前記細長い部材の前記遠位端で、拡大器組立体に配置される、請求項 1 ~ 9 のいずれか一項に記載の縫合装置。

【請求項 11】

前記後退位置の前記アームの外壁は、前記拡大器組立体の外側直径を超えて延在する、請求項 9 に記載の縫合装置。

【請求項 12】

丸い形、又は怪我をしない先端チップを備え、前記先端チップは、前記拡大器組立体の遠位端に連結する、請求項 9 又は 10 に記載の縫合装置。

【請求項 13】

前記第 1 の縫合糸マウント、及び / 又は前記第 2 の縫合糸マウントは、前記第 1 の縫合糸部、及び / 又は第 2 の縫合糸部のループを、確実に受容して、保持する、請求項 1 ~ 12 のいずれか一項に記載の縫合装置。